

江戸時代初期素人能役者考：『役者目録』
を中心に

片桐, 登

(出版者 / Publisher)

法政大学能楽研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

能楽研究：能楽研究所紀要

(巻 / Volume)

3

(開始ページ / Start Page)

73

(終了ページ / End Page)

116

(発行年 / Year)

1977-03-20

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00020266>

江戸時代初期素人能役者考

『役者目録』を中心に

片桐登

はじめに

室町時代末期から近世初期にかけて、ことに元龜・天正期から元和・寛永年中にいたるほぼ八十年間は、素人能が盛んに行なわれた時代であった。元来は能を自演して慰みを見出していた筈の人々が次第に組織化され、なかば職業として活動する者が多くなった。彼らは有力者を中心として集り、能の愛好者たちの所望に応じて演能していたのであるが、演能形態も曲目も、またその演出においても大和猿楽四座などの玄人役者のそれと全く変らなかつたといつて過言ではない。一方素人能役者個々についてみると、その出自・経歴等は多種多様で、能を支えて来た人々の層の厚さに気付かされることが多いのである。

このように自らの芸で能を支え、ある時期を玄人能役者と殆んど対等に活動してきた素人役者も、大夫中心主義の確立した十七世紀後半以後は次第に地味な存在とならざるを得なかつたせいも、素人役者の果した功績の大きさに比して、そ

の実態の解明された部分はあまりにも小さいように思われる。そこで本稿は素人役者実態解明の基礎研究として素人役者の把握を試み、併せて『四座役者目録』の「素人芸者」の注の性格を持たせることにしたい。

一、『四座役者目録』

観世座の小鼓方観世新九郎家五代目の勝右衛門元信が、観世座与左衛門尉国広編の『四座之役者』や、家伝の書物、自己の見解などに基づいて編んだ、古今の能役者の伝記集が『四座役者目録』上下二冊である。後代の役者評判記ともいべき側面もあって能楽史料として貴重な本書は、上下共に、正保三年（一六四六）極月の奥書（勝右衛門元信名義）と承応二年（一六五三）正月の奥書（隠居名休齋宗与名義）とがあつて、正保三年に一応成立した後にも、頭書や行問書入れのかたちで増補・訂正を加え、承応二年に完結（以後の追記も稀にある）したものである。時に、編者勝右衛門は四十八歳であつた。なお、承応の奥書は実子観世長吉宛だが、長吉はこの年に生まれており、後に宛書を追記したらしい。

上冊は「四座役者目録 上」と題し、大和猿楽四座の代々の大夫以下、脇・太鼓・大鼓・小鼓・笛・狂言の役者について記し、附録的に宮王・大蔵・春日の各大夫の事を記述している。下冊は「近代四座役者目録 下」と題して、およそ永祿年中以後（一五五八）に活躍した四座の諸役者、および地方猿楽の末裔や北七太夫、素人役者の事などにふれている。本書を編んだ意図は、編者自身の記す次のような文によって知ることができる。

ソウジテ、其家ノ習^{ナライ}ノ深サ浅サハ、昔ノ咄・時代・師匠ノツリ・名乗^{イゲ}已下迄、クルシカラヌ亥ハ、手ニトルゴトクカタルヲ聞^キテ、サテハ、カレガ家ハヨクモノヲシリタリ、親ニヨク習タリ、ト思イ、諸役者モ手ヲ置ク者也。其所作自由成共、咄以下迄ヲボエズ、ジダラクニ芸ヲセバ、親ニコマカニナラハヌト、頓テシリ、アナドルベシ。ヨク／＼執心シテ、習覚^{アボユ}ベシ。（上冊奥書）

這一冊者、近代四座之役者并白人ノ芸者迄、善悪ニヨラズ、少シモ人ノ知リタル程ノ者ハ、大概書付ル。殊更、今眼前ニ役ヲ仕ル者

迄^シ記^シ置^シ事^シ、余^マ謂^クザ^ル儀^ナレドモ、光陰矢ノゴトシ、トキ人ヲ待ズトヤランニテ、何^イモ死^シ去^リナバ、当流ノ末孫ニイタリテハ、善悪モ知ル間敷ト、亡父道叱・兄新九郎、古今ノ咄トモ、常ニ語ルヲ以テ書。予、又、眼前ニ見聞処モ、毛頭依怙鼻負ナク書付ル。(下冊奥書)

重代の家芸をもって、座内の権威を確保するためには、「其所^シ作自由^カ」であると同時に「昔ノ咄・時代・師匠ノツリ・名乗已下迄」「手ニトルゴトクカタル」ことが重要な条件になる。ために、亡父道叱(又次郎重次。寛永四年没、70歳)や兄新九郎(豊勝。新九郎家四代目。天正17年生)の談話に自己の見聞を加え、後代繁栄を願って本書を編んだというのである。観世座小鼓方として由緒ある家を、病身の兄に代ってはからずも継承した元信の、強い責任感が編集させた秘伝書の一つ、というべき書である。引用した部分のみならず、『役者目録』全般にわたって、編者は「家」の意識をはっきりと見せ、芸事と歴史知識の両面で、他家にまさることを示そうとしているのである。この点は同代の金春座狂言方大蔵弥右衛門の『わらんべ草』と同様の傾向を持つものといえよう。

こういう意図のもとに編集された『役者目録下』で、四座の著名な役者たちと共に、素人役者を挙げているのである。「近代シラウト芸者善悪共ニ記之」という項(この項を以下甲と称する)を立て、下間少進法印以下六十余名について言及するのだが、わざわざ一項を立てたのは、当代の素人役者が玄人(四座)の側からも、無視し得ない存在であったことによる。この点は別稿で考察するものとして、本項を素人役者資料として見る時は、元亀・天正の交を上限とし、本書の成った承応二年を下限とする、ほぼ八十年余の間に活躍した人々を集載したものと考えて良く、これほどの好資料は他に存在しないといえよう。

さて、素人役者たちはどのように記述されているか。数例を挙げ、編者勝右衛門の記述態度ともあわせて見ておくこと

渋谷清庵 大蔵九郎弟子ニテ、大鼓打。サタモナシ。九十六ニテ果ル。トシハ宗摺ニ卅六上ナレド、ゲイハ下手ト紹巴モ被_レ申ト也。
同清庵子宗雲ト云 観世宗節ニ能ヲチト習タル者也。能ヨクモナシ。

虎屋立巴 能ヲスル。ヨクモナシ。宗節ニチト習タルヨシ。

由来 毛利長門殿ノ者。宍戸善兵衛ニ習ヨシ。台徳院様御前ニテモ吹。笛ハヨクモナシ。

石井弥一 後庄左衛門。入道シ良芸芳齋。樋口が弟子ナリ。鼓打ブリナドモヨシ。ヒヤウシモ大方。サリナガラツミ物キレズ。能

ナドハヤス事悪シ。修羅ノ類ナド打テハアサマニ成鼓也。ハヤシニテ、井筒ナドノ類ハ見事ウツタル也。七十斗ニテ果ル。京ニ住ス。

庄田与右衛門 幸五郎次郎弟子ニテ、小鼓ヲヘウツ。森田庄兵衛ガ兄也。鼓ヨクモナシ。ヒヤウシハ、サノミチガウホドニハナシ。
イマノ庄田与右衛門が親也。初_ヘメ_レ少シ_ヘノ_レ間、ワクヤ与九郎ニモ習トナリ。

山本雅楽 大坂ニ居ル。立田河辺ノ小歌ノ鼓ノ作人也。常、鼓悪シ。鼓ノサタハナキ者也。

小野惣十郎 似我与左衛門弟子也。太鼓ヨクナシ。京ノ十四屋也。後、小菱屋ト云。

東寺ノ小四郎 似我ニ習。ブヒヤウシナリ。後、中村小左衛門ト云。太コ悪シ。今ノ河崎宇右衛門が師匠ナリ。

安原幽三 観世小次郎元頼ニ、ワキヲスコシ習。サタモナキワキ也。書付ルモイカ。

六十余人のうち、僅か十人の例を挙げたのみだが、編者の記述態度は了解されるものと思う。素人役者の一人一人について、時に例外はあるものの、その芸系・技術評・(可能な限り)生没年などを、エピソードをまじえながら記述する。技術に関しての評言は、右の例にも片鱗がうかがわれるように、殊の外厳しい。殆どの役者が「下手也」「サタモナシ」「ヨクモナシ」「ブヒヤウシナリ」などと一蹴されており、稀に誉められることはあっても、例外なく限定つきで、決して無条件ではないのである。本願寺坊官(老職)で、素人役者としても著名な下間少進仲孝でさえも好意は持たれておらず、同様

の憂き目に会っている。编者自身は「毛頭依怙鼻眞ナク書付ル」とはいうものの信じ難い。素人役者の技術が、编者の評言通りに拙劣であったという訳では決してなく、実は大和猿楽四座筆頭の観世座に所属する编者が、正統派意識を極めて強く持ちながら評価したことに原因がある。同様の評は、他座——特にライバルである金春座小鼓の幸流——の諸役者にまで及んでいるのであり、単に素人役者に対するものだけではなかったのである。

编者の意識という点では、もう一つ指摘しておきたい。前掲の例でいえば、虎屋立巴の項に見える「能ヲスル」という記述に関してである。编者の用法に従えば、「能ヲスル」とか「能ヲ習ウ」のは、これまた例外なしに「シテを勤める」ことであり、「シテの心得・技を稽古修得する」ことで、他のいかなる役を勤めることでもなければ、習うことでもない。脇方はワキヲスルのであり、囃子方は鼓打ちであり、笛吹きであって、能役者ではなかったらしいのである。「能」の中心をなすものは大夫以外の何者でもない、というよりは大夫すなわち能とでもいべき考え方をしているようである。四座の役者、特に観世座の役者のすべてがそうであったとは思わないが、家元制度の基礎となる大夫中心主義の確立した時期を生きた役者の、能芸に対する意識の一端を知ることにはできよう。

二、素人役者たち

まず、『役者目録下』に記載された素人役者六十余名を、一応、役別に分けて記すことから始めたい(役者の名前は『役者目録下』の見出しに統一し、時にカッコ内に通称を付しておく。名前の下の算用数字は、田中允氏校訂『四座役者目録』(わんや書店)による行数へ自筆本で加減した \setminus を示したものを。前掲の例と比較して、编者の記述の精粗を大よそ判断できよう)

①大夫(九名)

下間少進33 中村庄兵衛4 渋谷宗雲1 同常庵0(名前ノミ) 同与兵衛3 虎屋立巴1 同長門2 同弥四郎3 ぶか

み 1

②ツレ・謡、脇役者(四名、五名)

〔ツレ・謡〕

石田 3 カウ田 1 下村宗和 1 同 藤蔵 6

〔脇〕

進藤久右衛門 10 同権右衛門 3 堀池宗活 3 安原幽三 2 嶋津仁兵衛 2

③笛吹(十三名)

牛尾彦六左衛門(玄笛) 14 中村又三郎(一噌) 43 成田吹助 9 伊藤安中 8 貞光竹友 8 牛尾藤八 8 森田長蔵 8 中

村噌菴 5 宍戸善兵衛 3 由来 2 近江ノ志村 1 近江ノ馬淵 1 下川七左衛門(丹齋) 4

④大鼓打(十九名)

樋口久左衛門(石見) 16 石井弥一(良芸) 5 幸阿弥又五郎 7 山崎ノ七太夫(安齋) 6 平野ノ弥蔵 4 松田忠五郎(円齋)

6 三栖谷又兵衛 6 同 又作 3 大トシユサン 3 庄田如安 3 岩崎平右衛門 4 五十嵐六左衛門 4 白極善兵衛^{はくごく}

4 植田又四郎 12 ワクノ新介 1 葛野庄九郎 21 西川十兵衛 3 樋口甚六 2 渋谷清庵 3

⑤小鼓打(九名)

春藤与三 1 橋本与三 5 同キシユン 2 桑垣連二 10 紺屋与五郎 5 ワケヤノ与九郎 3 浅野彦五郎 2 山本雅楽 2

庄田与右衛門 3

⑥太鼓打(五名)

越前ノ俵屋 3 東寺ノ小四郎 2 山崎ノ右兵衛 4 三倉助三 2 小野惣十郎 2

小鼓打春藤与三の如く、今春座小鼓打の部にも重出する者があつたり、大夫ふかみ・笛吹由来・太鼓打越前ノ俵屋などの如く名前を記さない者を一部に含むとはいへ、64名におよぶ役者を取りあげており、さすがに役者目録の名に恥じない

ものである。下間少進以下の当代素人役者の陣容をうかがうに足る資料といふことができるが、同時に注意せねばならぬ点もある。いくつか挙げておこう。

△狂言役者を欠くこと▽

まず注意すべきことの第一は、狂言の役者が一人も出ていない点である。素人猿楽に狂言がなかったのではない。四座猿楽と同様に、当然のことながら、素人猿楽にも狂言があって上演されていたし、かなりの人数の役者(素人の)も存在したのである。

たとえば、天正七年(一五七九)九月六日、禁中に召されて上演したいすけ・きくすけ・しんわうや、二年後の同九年八月二十日の禁中狂言尽しに参加したみつし、九郎二郎・よひやうへ・やすな二ゑもん(ともに『お湯殿の上の日記』)等は地味な存在であったが、同十九年十二月八日の女院御所の能に、堀池宗叱・同左近・深見甚吉らと共に出演し(『三藐院日記』ほか)、文禄元年(一五九二)九月には大蔵道春・道倫父子の勧進狂言に出演し(『明暦堺七堂狂言芝居』)、これ以後にも活躍が目立つ「南都トツパト云祢宜」(『三藐院記』)の狂言師がいたことは著名なことだったし、慶長四年(一五九九)十一月七日の禁中雛子の会に、渋谷大夫兄弟らと共に出演して、奈良の狂言師と共演した「きやうのきやうげんし」(『お湯殿の上の日記』)や、同十年九月二十一・二日両日の下間少進の禁中(女院御所)能に、大蔵弥右衛門らと同じ舞台を踏んだ京衆井上・京こま物や父子その他名前不詳の京衆ら(観世宗家文禄年間御能組)が、後の山脇和泉に代表される在京手猿楽狂言師につらなる者で、四座の狂言師でなかったことは間違いあるまい。さらには、文禄二年四月九日、肥前国名護屋の陣中で釣狐を演じ(般若窟文庫蔵『能組』)、同年十月五日の豊臣秀吉主催の禁中御能で、弓八幡・芭蕉・三輪(シテは三曲ともに秀吉)のアイを勤めた(宮城県立図書館伊達文庫『古之御能組』ほか)ことのある祝丹波をも加えて良いかも知れぬ。

京都周辺だけではなく、地方にも素人の狂言役者はいる。薩州鹿児島にあって、天正十年（一五八二）以後、渋谷与吉郎・金春又二郎等京下りの役者と共演することの多かった石原治部右衛門尉などがその例である（『上井覚兼日記』）。

素人による狂言上演の記録は極めて少ない。四座の玄人狂言師の上演記録もそうなのだから無理もあるまいが、下間少進の三十年にわたる活動のあとを記して、最も整った演能記録集ともいえる『能之留帳』も、狂言には一言もふれていないのである。能の附屬物的存在として軽視されがちであった狂言の地位の低さを示す現象と思われ、観世座正統の役者をもって任ずる勝右衛門が、素人狂言に関心を示さなかったのも当然といえよう。

そうした中で、右にあげた役者たちが、偶然性が強いとはいえず、記録に留められたという点、恵まれた存在だったといふべきであろう。後に狂言役者にふれることがないので、以下に、当時の素人狂言演者の注意すべき一、二人をとりあげ、その事績を見ておくことにしたい。

〔祝 丹波〕 祝丹波は名を弥三郎といい、受領して丹波守を称す。近衛信尹の『禁中猿楽御覧記』では、岩井弥三郎と書いているから、「祝」と書いてイワイと読むのであろう。竹股和泉タケノマダ（大蔵道知弟。金春座ワキ方）と共にもと織田信雄（常真）に仕え、禄五百五十貫を得ていたが（『織田信雄分限帳』続群書類従所収）、後には豊臣秀吉に仕えて側近にあり、咄衆的な存在だったと思われ、秀吉没後は子の秀頼に仕え、大阪にいた人物である。前述のごとく、秀吉在世中の文禄二年十月の禁中能で、初日にアイ三番、二日目に二番、三日目に一番をそれぞれ勤めているが、観覧の機会に恵まれた近衛信尹によって、アイ狂言としては珍らしく批評を受けており、その芸の一端を偲ぶことができる。

まず、弓八幡のアイについては、

- 一、弥三郎あひ語りを兼てきとくニ候。但八幡ト名付候事ニ少不審あり。面之時可尋。一、当月今日と云候事、珍重く。一、放生川の因縁無相違。一、御託言ヲ申ニより、するく御帰洛と云候事、祝義作意尤也。

とあり、二番目の芭蕉では、

一、弥三郎あひ待を多引、芭蕉を物に多たとへ折る事いへり。是ハ弓八幡ノあひニハ少をとり候か。
 とい、第一日最後の三輪のアイについては、

弥三郎あいたく／＼と殊に出来候。社と拜殿との事をわけ候、分社の子細にいへり、可尋。
 と評するのである。

信尹の祝丹波に対する評言は、「きどくに候」とか「珍重く」とか「祝儀作意尤也」などと誉め言葉を用いているのだが、その対象が「当月今日と云事」であり、「するく」と御帰洛と云候事」であるなど、セリフの即興性というか当意即妙の応待を示した点にあるのは面白い。狂言に対する評者の関心のありかをうかがうことができるが、同時に、即興性を芸の基本とする狂言の伝統がまだ脈打っていたことも知られるのである。『禁中猿楽御覧記』によれば、近衛信尹が相当の目利きで、囃子事等の技術にもくわしかったことを推測できるが、その目利きの評であるだけに貴重である。尤も、信尹の批評は、「(毛利)輝元卿鼓、さりとてハきどくニ手き、諸人驚タリ」とか、あるいは源氏供養のワキを勤めた山岡如犬の芸を「すぐれ候、中入ノうち物すくなニ候し」などと評するように殆ど誉め言葉に終始し、弓八幡を演じた秀吉を「抑太閤御能神、変奇特也」などと微妙な書き方をしていることから察するに、丹波評もいくらか割引かねばならないだろう。武家の力には対抗すべくもない堂上人の注意深さは、万が一誰れに読まれても非難されないだけの用意をさせたに相違ないからである。それにしても、祝丹波のアイ(そして、恐らく当代のアイも)が、かなりの即興性を持ったものであったことだけはたしかであろう。

名護屋陣中能や禁裏能などの著名な興行に出演した祝丹波は、狂言演者として比較的知られた存在ではあるが、その活躍ぶりは、結局、文禄二・三兩年の、しかも豊臣秀吉関係の興行出演が確認できるのみであり、彼が同じく禁中能に出演

した秀吉や前田利家・徳川家康・安威摂津守らと同列の純粹素人であることを示している。祝丹波の「祝」姓から南都神人系の役者であるかのごとき印象を受けるものの、決してそうでないばかりか、職業的素人猿楽でもないのである。観世勝右衛門が『役者目録』に採らなかつたのも当然といえるのであった。なおその後の祝は大阪にあり、慶長十三年九月には駿府に下り、家康への音信として紫革一枚を献呈し(『当代記』、同十六年の幕府指図による禁裏普請に当っては千八百石分の負担を命ぜられている(『禁裏御普請帳』大日本史料所引)。

〔南都祢宜とつぱ〕 右に見た純粹素人の祝丹波と明らかに異なるのが奈良のとつぱである。同じ祢宜衆宗介と共に狂言大蔵家と交流のあつたとつぱは、狂言狸腹鼓の作者に擬せられているし(『わらんべ草』46段)、前述の天正十九年十二月の女院御所能には、実は、「彼ヲヨビノボスベキヨシ依 勅詔」上京したのであつた(近衛信尹『古今聴観』)。慶長三年五月七日には、

とつはまいり候て。くろとの御にはにてひとりきやうけんしまいらせ候。八てう殿。みやの御かたも御けんふつにならせおはします。とつはくわんしゆ寺大なこんつれ候てまいらるゝ。なかはしよりはなまいる。(『お湯殿の上の日記』。以下こという)

と記され、御所で一人で狂言を演じた(見物左衛門のようないわゆる一人狂言ではあるまい)ことが知れるし、翌四年閏三月二十八日にも「とへばと申きやうげんし。しゆこうのにはにて二三ばん申。三百疋下さるゝ」(同前)とあつて、禁裏とはなじみの深い役者であつたらしい。「ならより上ずのきやうげんし十人ばかり」を引きつれ、黒戸の庭で狂言をし、祝儀二千疋を得た(同前。三年六月三日)リーダーもとつぱであつたに相違ない。

武家や京の市民にはどれほど認められていたか不明だが、禁裏関係者からは大いに歓迎されたとつぱの芸は、その本拠地南都でも、当然のことながら高く評価され、その名前も代を重ねて継承されるほどであつた。勝南院文書の『元禄二年官符衆徒記』によれば、元禄二年(一六八九)三月二十八日の仙洞御所能に、榊原二郎大夫・福井佐左衛門・生田与兵衛・糟谷二郎兵衛・山本源兵衛らに交つて、狂言役者飛羽権左衛門が鉄輪・烏帽子折のアイや墨ぬりに出演している。この飛

羽権左衛門は、慶長期の、つばの後裔に相違あるまい。とすれば、つばは、いわば南都の狂言飛羽家の初代でもあったといえよう。

右のような顕著な活動を示したと、つばでありながら、『役者目録』に採られなかった原因の一つは、彼が南都祢宜衆であったことによると考えられる。狂言役者にはないが類例がある。

慶長三年六月二十二日、禁中清涼殿で能十三番が上演された。大夫は「ふぢ一」。「ならにのふの上ず、有よしきこしめして。御らんぜられたきよし」の勅詠によって上京、しかも「せいりやうでんにて御のふ候とて。ぶたい。がくやこしらゆる」という好遇を得ての上演であった(乙)。先のとつばの例といい、またこのふぢ一、大夫の例といい、後陽成天皇の猿樂への数寄、傾倒ぶりが知られて興味深いが、奈良在住の能の上手として天皇の耳にも達していたふぢ一、大夫は、春日ノ祢宜とも南都ノ者とも記され、天正十一年(一五八三)に「神人藤市於高野近辺勸進能仕、曲事トテ下臈分ヨリ成敗在之」(『多聞院日記』五月二十日)と書かれる気の毒な初登場ぶりであったが、以後は順調で禁中能も何度か経験しており(前記のほか慶長十八年四月など)、元和六年(一六二〇)には伝統ある醍醐寺長尾宮祭札猿樂にも出勤し、見事な演技で諸人の耳目を引きつけるなど、息の長い活躍を見せた人物である。醍醐寺三宝院の義演は当時の目利きの一人であったが、ふぢ(藤)一、大夫父子の能を見て、

藤一・右近、上手。諸人驚目、禁裏細々被召仕之、無豫儀大夫也。(『義演准后日記』元和六年九月九日)

と、藤一大夫の芸を讃歎し、禁裏に再々召されるほどに並びなき名人であることを記しているのである。

ところが、この名手藤一大夫もまた、『役者目録』には載せられなかった。というよりは、実は、この藤一大夫に代表される南都神職系猿樂者はただの一人も採られはしなかったのである。彼らが神職だったという理由のほかに、編者に何らかの偏見がなかったとはいえない。とつばその人が、あの大蔵弥右衛門から全く異端視されている事実(『わらんべ草』46段)

も、編者の考えを推測するうえで参考になるだろう。

〈素人大夫の家〉

次に注意すべきことは、大夫役者として名前を挙げられた九名のうち、六名までが渋谷または虎屋を姓としていることである。甲の記述によれば、渋谷姓の三名は父、子、孫の三代（大鼓打清庵から数えれば四代になる）だし、虎屋も立巴と弥四郎とが父子であることは確認でき、関係を明記していない長門も立巴と父子すなわち弥四郎と兄弟である可能性が高い。また堀池も、宗活（立巴と兄弟。観世小次郎元頼弟子）・宗室・左兵衛・今ノ左兵衛と代を重ねた由である。このように父子四代ないし二代以上にわたって能芸に携わる者があったことは、渋谷・虎屋両氏や堀池氏がすでに能の家を形成し、続いていたともいえるのである。甲では、「ふかミ コレモ能ヲスル、下手也」とだけ書かれた深見氏も、渋谷や虎屋ほどには目立たぬものの、実は二代以上続いた家であることは確実だし、肥後中村家も庄兵衛を初代として細川家に仕え、能の家として代を重ね明治にまで至ることになる。従って、下間少進を別とすれば、『役者目録』は、能の家として続いていたか、今後之家として続く可能性を持った有力な者のみを素人大夫として挙げていることになる。彼らこそが、当代を彩る素人能役者を代表する人々であったに違いないが、素人の場合でも家を重視する編者の態度が反映している選択なのではなかるうか。なお、素人猿楽における能の家の形成ということは、大夫にのみ限ることではない。噺子にも狂言にもみられることで、特異な現象ではない。

〈噺子方の充実〉

第三点として、噺子方役者の充実ぶりを指摘しておきたい。列挙された役者たち全員が同時代に活動した訳ではないが、

それにしてもこの人材は豊富である。编者自身が観世座小鼓方であるだけに、囃子方には常に関心を寄せ、幅広く目を配って採録して結果といえよう。中では、太鼓役者が五名だけで数が少ないようにも感じられるが、太鼓を必要としない曲もあるのだから当然のことで、決してアンバランスではない。別稿で述べることにするが、この充実した素人囃子方の存在は、能の歴史に大きな役割を果すのである。いまここでは、この充実ぶりを指摘するにとどめておく。

三、素人役者の性格

素人役者の性格とは題したが、ここでは役者を出自・所属による数グループに分けて考察することにした。编者観世勝右衛門が一言で「シラウト」と一括した役者たちの、前身や本業などを可能な限り確認することを目的とする。そのためには、甲に記載されなかった者をも拾いあげて参考にしながら見てゆかねばならないが、もとより資料に恵まれない人々であるため、不徹底なものになるのは止むを得ない。予めおことわりしておきたい。

さて、素人役者の出身、所属による分類は次の如くである。なお、分類は甲記載の役者中心とし、便宜上(e)をたてたが、そこに入れるべき者は意外に少く、さらに役者の履歴が判明すればその多くは(d)までのいづれかに属することになるう。

- (a) 町衆グループ
- (b) 地方出身者グループ
 - (i) 山崎衆
 - (ii) 近江衆
 - (iii) 越前衆
 - (iv) その他
- (c) 武家所属グループ
 - (i) 元来武士だった者
 - (ii) 素人役者が召抱えられた者
- (d) 本願寺衆

(e) その他

以下、(a)から順次見てゆくことにするが、本項は素人役者に対する注ともいえるべき役割をも果す部分で、役者に関する資料をできるだけ詳しく紹介するようにしたい（演能記録は省略することが多い）。

〈町衆グループ〉

町衆グループというのは、能勢朝次氏が『能楽源流考』で示された分類に従えば、「職業的猿楽」のうち特に非声聞師系の猿楽といわれる役者たちをさすものである。すなわち、応仁・文明の乱が終わった室町時代後期に著しく勃興した町衆が自らの慰みとして、受け入れた猿楽を、次第に興行化する方向にすすめ、ついに組織化され、なかば職業的に興行活動をするようになった者をさすものである。京を中心に、活躍の最も目立つ素人役者の著名な者は、殆どこのグループに属すといって良い（もちろん例外はある）。そして、彼らの大部分は、商家（手工業）の屋号ないしは家業を示すと思われる通称を有しているか、あるいは猿楽以外の職業を確認できる者たちである。この特徴により、彼らを、京の商家または手工業を背景にする（またはかつて背景にした）者として、〈町衆グループ〉としたものである。

右の特徴のうち、屋号を通称とするのは、虎屋立巴・長門に代表されるもので、同代の類例には、十四屋（後に小菱屋）の小野惣十郎、篠屋十次郎（『時慶卿記』）、嶋屋与左衛門（『能之留帳』）、太刀屋（『兼見卿記』）などがあり、少し古くは玉屋などもある。家業を示すものとして、紺屋与五郎、わくや与九郎などがあり、他に島津仁兵衛が紺屋（甲）、幸阿弥又五郎が蒔絵屋（甲）を家業としていたことが分る。また三栖屋又兵衛は本姓を福富というから（甲）、三栖屋は同音の「御簾屋」の宛字で、家業を示している可能性が高いといえよう。素人猿楽の雄渋谷も渋谷で、当時防腐剤・補強剤として需要の多かった柿シブなどを商った家かとも想像されるが、渋谷大夫の詳細な研究をされた堀口康生氏の論考（『芸能史研究』。41-43

号)でも家業についてはふれておらず、全く想像の域を出ない。

紺屋・蒔絵屋などはそのまま家業を示すものとして認めて良いだろうが、嶋や・虎屋などの屋号からは家業を判断することはできない。しかし、幸運にも家業を知ることのできる例もある。それは虎屋長門——すなわち虎屋一統という良いと思う——に関するである。

虎屋を称する素人猿楽の記録は、天文十七年(一五四八)九月九日の醍醐長尾宮祭礼猿楽への出勤記事(『醍醐三宝院日記』)が初出で、虎屋が京衆であったことは分る(『醍醐寺新要録』長尾宮編)が、役者名などは知れない。二十年後の永禄十年以後は立巴の名前が見えはじめ、天正期から慶長初年に活躍するものの、これまた町衆としての実態はつかめない。ついで、立巴のあとを引き継ぐかたちで活動の際立つ長門は、比較的資料にも恵まれ、かなりのことを把握できる。

虎屋長門の本姓は小幡(慶長二年二月二十三日、下間少進宛起請文)といい、名は弥兵衛とも弥吉・弥九郎ともいった。慶長七年頃から薩摩島津家に仕えるようになった(後述)。「長門」は慶長九年(一六〇四)九月二十一・二日の禁中能に出演した際に「長門掾」に任ぜられたもので(『慶長日件録』)、受領号である。虎屋一統で受領に任ぜられたのは、弥兵衛が初めてであり、他にはいない。この長門の家業に関して、薩摩藩の『本藩人物誌』(鹿児島県史料集)に次のような有益な記事が見える。

先祖代近江国小幡村ヲ領ス其後浪人京都ニ住シ呉服ヲ商買ス世人号虎屋先祖代ヨリ近衛家ニ奉仕ス

虎屋ハ曩簾ノ号ニテ候由府下新橋今琉球飯屋ノ後通ヲ虎屋ノ馬場ト云長門屋敷彼通ニ有之故名付シトナリ (傍点片桐)

先祖は近江国小幡村を領したというから、元来は六角氏のもとにあった土豪で、永禄十一年の信長との会戦による六角敗亡を機に近江小幡村を離れたものであろうか。もとの領地の名を姓としていたものであろう(長門も小幡弥兵衛と自署している(少進宛起請文))。呉服商として虎屋と号し、近衛家にも奉仕していたことが知られるが、この堂上貴族との接近

は、禁裏の能大夫としての立巴・長門の芸能生活に好影響を与えたに違いない。

虎屋は呉服商として順調に発展したものとみえ、天正末年にはかなりの産をなし、所領も有していたらしい。すなわち、川島将生・中ノ堂一信両氏の紹介された、天正末年の「観世又二郎他十四名領分田畠検地帳」とも名付けられる史料（上賀茂神社家岩佐文書にみる観世史料について。芸能史研究30）に、

虎屋分

上田老町六段四畝老歩

老石七斗代
分米廿七石八斗八升七合老夕

上畠三畝拾歩

老石六斗代
分米五斗三升三合四夕

都合老町六段七畝拾老歩

分米廿八石四斗貳升五夕

と、あるという。両氏によれば、「土地台帳に記されたそれぞれの土地は、往来田売買という状況の中で、……積極的に賀茂郷内の土地を買得して、集積を計った」もので、（虎屋の）所領であったと考えられる由である。虎屋が商家としても成功していたことが分る。

同じ虎屋の弥四郎（兼意）が、九州博多の豪商神谷宗湛と茶会で同席するなど、交際があったのも（『宗湛日記』。天正十五年正月二十七日、二月十九日）興味深いことである。甲で「能ヲスル。下手也」と書かれた弥四郎は、能関係の史資料には殆ど登場しないが、宗湛とは家業を通して近づきになったものでもあろうか。

前記岩佐文書には、篠屋十次郎の所領も記されているので、ここに掲げておく。

篠屋十次郎分

上田参段五畝拾老歩

老石七斗代
分米六石老升

虎屋の分と比較してかなり少ないが、それでも所領を持つ程であった。篠屋は乙に笹屋十二郎として登場する素人役者で、天正七年三月から十一年三月に至る四ケ年間の禁裏御所への出演が目立つ。以後の演能記録は見付けることはできなかったが、十五年十月十八日から二十一日迄の四日間時慶卿宅で行なわれた、僧心前による百人一首の講釈に参加聴講している(『時慶卿記』)から、虎屋同様に、堂上貴族とも交際があったようである。家業が具体的に何であったかは知れないが、順調に運んでいたことを、この史料は示しているよう。なお、文禄三年正月二日に近衛信尹を訪ねて、謡をうたった篠屋宗二郎(『三藐院記』)は、十次郎の子でもあろうか。

さて、太鼓打小野惣十郎を「京ノ十四屋」(甲)というのも印象的である。十四屋といえは、もと堺の富商で、のちに京都に出ていたらしい十四屋隆正との関係を見たくなる。隆正は志野流香道を学び、名人の名をほしいままにした人で、その道の織田有楽斎・木下長嘯子・今井宗久・金森宗和・津田宗及らすべてその門人であったという。十四屋はもちろん屋号、本姓は建部といわれるが、小野ともいったらしい。観世勝右衛門筆の「宗与母方ノ事」(観世新九郎家文庫蔵)という文書に、興味深い記事がある。

宗与母方ノ事

一、室町通四条下ル町鶏鉾ノ町東ガワ、金屋中林承玄ヲト娘也。此承玄ハ本ハ上京ノゑびや也。金やへ入むこ也。我等母正栄ノ母ハ十四や、小野、宗福娘也。宗福ハ十四や隆正ト兄弟也。隆正ノ子ヲ宗金トテ、将棋宗桂ト両リノ上手。兩人ながらノ名、信長公御つヶ被レ成候。大津ノ代官小野惣左衛門ハ宗金ノコンボン内ノ者也。我等子孫ニイタリ、ツミミ打ズハ、門名ハ金や、名字中林ト云べ

シ。母方ノ名字也。又、十四や、名字小野ト名乗リテモ、母方ノ父ノ名字ニテクルシカラズ。(下略。傍点片桐。濁点は原文のまま)

これによると、勝右衛門の母方の曾祖父(宗福)が十四屋隆正と兄弟だったらしい。普通いわれるように、十四屋が建部であることに全くふれないのは気になるが、小野姓であることは信頼して良いものと思われる。大津の代官となった小野惣左衛門と「惣」字を共有する太鼓打惣十郎が、十四屋隆正と一族だったことは間違いない。天正八年六月十四日の小御所での謡に参加した記録(乙)を始めとして、同十八年九月の豊臣秀吉毛利輝元邸お成の後日の能(天正十八年毛利亭御成記)、同二十年四月十五日の関白秀次前田民部法印邸お成の能(諸記録)、慶長四年四月二十七日の織田常真邸観世大夫等の能(観世宗家『天正御能組』^{以後})などに出演したことが確認される惣十郎は、織田信長時代の人と思われる隆正よりは後の人である。「後小菱屋ト云」(甲)とあるのは、暖簾わけした結果でもあろうか。

小野惣十郎と共演する機会の多かった蒔絵屋幸阿弥又五郎は、慶長十年五月の徳川秀忠將軍宣下能にも出演したが、同十四年四月二日駿府で病没。同名の子が家業と家芸とを継承したようである(元和二年正月二十七日『言緒卿記』など)。

さて、右に虎屋・篠屋および十四屋の例を見たにすぎないが、これらに徴して、嶋や・太刀屋・玉屋あるいは紺屋・わくや・蒔絵屋などが、商家の屋号であり、家業を示す通称と解して大過はないものと思われる。三栖屋もおそらく商家であらうし、渋谷もまたその可能性がないわけではない。

当代の素人猿楽の代表的な役者たちでありながら、町衆としての彼らを把握する資料が少なく、具体的に知るところが少ないのは残念であるが、少くとも、屋号で呼ばれた素人役者の多くが、京の富裕な商工業者出目であったことには間違いない。

〈地方出身者グループ〉

資料甲を見ると、人数は少ないが、「山崎ノ七太夫」とか「近江ノ志村」などと、姓や名前の上に地名をかぶせた者がある。自らそのように称したのか否かは不明であるが、わざわざ地名をかぶせたのは、それが彼らの出身地であるとか、または少くとも何らかのゆかりのある地であることを示していることは確かである。甲に登場する人々のほかに他資料で補いつつ、(イ)山崎衆 (ロ)近江衆 (ハ)越前衆 (ニ)その他の順で考察する。

〔イ)山崎衆〕

甲が名前に山崎の地名をかぶせているのは、七太夫(大鼓打)と右兵衛(太鼓打)の両名である。甲は七太夫について、

山崎七太夫 後安斎 大鼓ヨク打ナラス、宗摺トモ相手ニ成、折節頭ナド打時、ウツタリト被_レ褒事モアリ、初ニハ樋口トアレカ

コレナド云、サレドモ樋口ニハナラザル故、西国へ下リ住ス、鼓、習ナドトハナキ者也、異風成手クダリヲスキテ、曲舞ノ中ナ

ドニ、度々ウツタル者也 高安与兵衛ニ少シ習。

と言う。兄弟弟子だった樋口久左衛門と「アレカコレ」などいわれた由であるから、かなりの打ち手であつたらしい。一方「習ナドハナキ者」といわれているのは、樋口もそうで、割引いて良い。山崎が七太夫の姓でないことは、後に見るように「山崎衆」と呼ばれている資料がある(2)ことによつても確認できる。

一方、右兵衛の方は、

山崎ノ右兵衛 観世惣兵衛ノ初ハ弟子也、コレモ太コヨクモナシ、似我被_レ果、太コ京ニナク、コレラ、ヨキ相手ト打、サルニヨリ

記之、与左衛門果、太コ何モ役ニ立又、右兵衛、ヒヤウシガタカンニン成タルト也、

と手きびしい評価を受けている。名人与左衛門亡きあとに人材がなく、右兵衛程度でも一流役者の相手として使われた、というのである。右兵衛の側からすれば、時節に恵まれたといえよう。

両者のほかに、樋口久左衛門(石見守)も、甲に「山崎ノ革屋也」とあり、山崎との関係が想像される。さて、関係資料

を見ることにしよう。

〔1〕天正八年六月十四日

雨ふる 小御所にてうたいあり。山さきのもの。大こにはつたのうひやうへ。大つつみには松田の七たゆふ。ふえにはもりすけさゑもん。又大つつみにはせうたゆふ。うたいにはせきとや三郎。そのほかみなくまいる。小つつみにはしゃうたよひやうゑ。くほかきけニ入道。大こにはそうらう。そのほかにふちたなとまいる。(乙)

山崎の者、津田の右兵衛(太鼓)・松田の七太夫(大鼓)・森助左衛門(笛)・庄太夫(大鼓)・関戸弥三郎(謡)などに、庄田与兵衛以下の者が加わって一座となり、小御所へ上ったものである。この頃、山崎の者が中心となって一座を作り、御所へ出入りしていたらしいことが知られ興味深い。役者のうち、津田と松田とが、甲の二人と名前および役を同じくするのは注目してよいだろう。「そうらう」は十四屋小野惣十郎、「ふちた」は淵田与三郎(伊勢伊勢守家臣か)であろう。

〔2〕天正十年九月十一日

御手能有之、舞台ニテサセラレ候、今度参候猿楽共ハ、金春大夫入道シテ吸蓮ト云、春日大夫親子三人、金剛又兵衛、狂言 弥右衛門、又若キ者一人、備中屋一噌笛、大ツヅミ山崎衆七大夫、京衆彦一郎、ドノ与三入道小鼓、大々京衆杉浦、小ツヅミ山本雅楽(『天正記』)紀州鷲森の本願寺での興行参加者である。山崎衆が京衆と並べられているから、山崎を地名と理解して良いことは前にもふれた。七太夫が金春大夫一座に参加している点に注意しておきたい。

〔3〕天正十二年二月六日

上臈之御局御申沙汰也、申楽立巴・堀池・上下京・山崎悉罷出、予侍従令貨頭見物了、(『兼見卿記』)山崎衆の具体的な名前は分らぬが、虎屋立巴や堀池宗叱と共演していることが確認できる。山崎衆は囃子方であろう。

〔4〕天正十三年七月十三日

……三番三輪也、樋口石見守、山崎地下人也、紫之シラメ自叡慮被遣之、(中山慶親)極臈御硯箱之蓋ニノセ持之、勸修寺亜相被罷出、刻橋之上

ヨリ樋口を召寄、極臈刻橋一二段下テ遣之、令頂戴如元舞台へ罷帰、入幕屋鼓ニ懸テ三輪打之、〔兼見卿記〕
羽紫秀吉の関白就任御礼の能である。右によって、大鼓の名手で「山崎ノ革屋」であつた樋口も山崎衆の一人と考えて良
いかと思う。

〔5〕文禄二年二月十二日

名こやへ御めしのゑ川酒式荷、并をんな大夫・つたのうひやうへ、いやし与次郎・やはた笛すけ左衛門・もりき太郎つかわざれ候、
つぎ舟四たんほ巻そ申つけ、さうくをくりとよけ申へく候、ゆたん候ましく候、くハしくそつほういんより申へく候也

文禄二

二月十二日

しものせき舟奉行

□(黒印)

在京都の北政所奉行が、名護屋在陣の秀吉の命により、能役者ちぼ大夫(女)、津田の右兵衛以下能装束までを、急ぎ
派遣することになり、継舟を用意させるべく、瀬戸内海の各港奉行に命令した奉書である(『萩藩閩閩録』卷三)。津田は1に
も出ていた人物。この文書で注意をひくのは「八幡笛助左衛門」である。1の笛吹森助左衛門と同名だから、これは同一
人物で、通称を八幡といったに相違ないが、山崎とか森ではなく「八幡」と冠しているのは重要である。山崎といい八幡
とあれば、大山崎離宮八幡宮を想像するのが自然である。助左衛門につけられた「八幡」は大山崎離宮八幡所屬の神職系
猿楽であることを示しているのではあるまいか。山崎離宮八幡宮は猿楽との縁故も深い。山崎衆の一人笛吹助左衛門は姓
を森といい、おそらく八幡(神職)の助左衛門として知られていたものであろう。因みに、かつて金春宗筠時代(応仁乱前後)
の金春座に属した「城州祝森住人橘昌次」が「利宮八幡神人」として奉仕した例(早大演劇博物館『謡秘伝抄』譏語、その他)も
あるが、この「利宮八幡」は宇治離宮八幡を指すらしい(観世新九郎家文書)。

もう一人の森喜太郎も助左衛門と同姓でもあり、行を共にしている点からみても山崎衆の一人であらう。なお、いやし

(弥石)与次郎は観世座の小鼓打で、6・7にも出演している。

〔6〕文禄二年四月九日名護屋陣中能組

曲名とシテ、および山崎関係のみ記す。

翁・高砂金春八郎 田村金春八郎 松風金春八郎 邯鄲暮松新九郎 道成寺今春八郎 弓八幡今春八郎 三輪今春八郎 金札今春八郎 (般若窟文庫蔵)

「能組」より)

六番目の弓八幡は、道成寺終了後に呉服を預戴し、それを身につけての祝言であった。田村・松風に樋口石見守、松風に八幡助左衛門がそれぞれ出演している。

〔7〕文禄二年十月五日

十月五日を初日とする三日間の大がかりな禁中能。秀吉興行。著名なものでわざわざ翻印紹介する要はあるまいが、初日の翁と脇能の分のみ記す(宮城県立図書館伊達文庫『古之御能組』による。この日の番組は他にも多い)。

禁中ニ而秀吉公御興行之御能

翁 暮松新九郎山城国八幡ノ神シヨク

三番三 木下与右衛門
千歳 大蔵弥右衛門虎政

秀吉公
弓八幡ツレ今春八郎
ワキ春藤六右衛門

ワキツレ甲田帶力 菊次右衛門
岩本雅楽南都祢宜

大樋口石見 太津田右兵衛
小観世又次郎 笛八幡助左衛門

間祝 丹波

秀吉演ずる弓八幡を、樋口・津田・八幡(森)の山崎衆三人が囃しているのは、4・5・6以来の秀吉と山崎衆のつながりの深さを示しているよう。大鼓打七太夫も二日目に遊行柳(シテ丹波少将秀勝)一番に出演した。三日間で、助左衛門は七番(うち六番はシテ秀吉)と金春大夫の翁を、津田右兵衛は六番(うち五番はシテ秀吉)、樋口石見守は五番(全部秀吉がシテ)

と金春大夫の翁、および秀吉演の大会のツレ帝釈を勤めるなど、それぞれ大童の活躍であった。(同じ番組を載せる観世宗家『雲上散楽会宴乾』では、津田右兵衛をすべて山崎右兵衛としている。)

山崎衆の活躍ぶりもさることながら、初日の翁を舞った暮松新九郎につけられた注記に注意したい。暮松は「山城国八幡ノ神シヨク」だというのである。山城国八幡は、5でもふれたように、大山崎離宮八幡宮をさすと解されるから、秀吉氣に入りの素人役者暮松はそこに奉仕する神人であったらしい。彼も山崎衆猿楽の一人に相違あるまい。

『節章句秘伝之抄』奥書等に名に見える永禄年間の暮松彦左衛門尉・同与三郎・同因幡守通春や、慶長二年の「宝生座支配之事」関係五奉行連署書状の名宛人暮松越後らとのつながりも想像される新九郎は、早くから演能活動に入っていたらしい。天正十年二月の薪能で、金剛座衆中にシラウトが多勢まじっていたことに端を発し、金春・宝生両座の立合拒否という非常の事態になった際、金剛座に参加したシラウトク、松(蓮成院記録。大日本史料所引)はこの新九郎であろうし、同十五年十月二十九日禁中の能に渋谷大夫父子と共に参加して、「一番源氏供養ハ呉松仕也。呉松親狂言仕也」と記された(『時慶卿記』)のも、また新九郎であったと思われる。

秀吉の主催する大興行に、樋口・七太夫・右兵衛・助左衛門らが活躍することが出来たのは、禁中能で初日・二日目と両日を通じて翁を舞うほどに秀吉に重んじられた暮松新九郎のひきがあったからに相違ない。

〔8〕文禄三年二月二日 大坂ニテ

氷室暮松 井筒春日大夫 芭蕉同 頼政法印 遊行柳隆巳 松風春日大夫 源氏供養同 養老今春大夫 (留帳)

〔9〕文禄三年四月十二日 禁中ニテ

矢卓鴨暮松 あけちくづれ同 井筒法印 天鼓暮松 鶉飼法印 志賀キリ隆巳 (留帳)

〔10〕文禄三年五月十日

(大阪)御本丸御能(曲名とシテのみ記す)

弓八幡 暮松新九郎 箴加藤主計頭 源氏供養秀吉公 吉野秀吉公 道成寺金春八郎 三輪暮松新九郎 乱狸々 暮松新九郎

〔11〕文禄三年九月十八日

大坂西丸御能組次第(同前)

翁暮松新九郎 羽衣金春大夫 鶴金春大夫 源氏供養金春大夫 山姥金春大夫 祝言暮松新九郎申上ル

10では樋口久左衛門も出演し、11には樋口・山崎右兵衛・八幡助左衛門が出演している。10・11ともに般若窟文庫蔵能組集による。(但し、続群書類従所収『享祿以来年代記』では11を前年(文禄二年)同日の興行としている。他に資料がなく実否の判定はむづかしい)

右に見たように山崎衆猿楽八人(暮松・右兵衛・七太夫・樋口・助左衛門・喜太郎・庄太夫・弥三郎)を把握できた訳だが、実は、甲の大鼓打松田忠五郎(円齋)もその一人ではなかったかと思われる。例によって甲からみることにしよう。

松田忠五郎 後円齋、高安与右衛門弟子他、ツゞミヨクナル、^{チガイガシラ}違頭モヨクウツ、ヒヤウシモ大方ヨシ、ツゞミニ、本ニツヤノナキ

者也、台徳院様御前ニテ打、舞能ナド被仰付ル、鼓、後ハ異風ニ成ル、習度モクワシカラズ、細川幽齋ヨリ三齋迄奉公スル、太コノ事ナド、幽齋ニ習タルヨシ、安齋鼓ヲ、後、似セ打躰也。

右の引用を見る限りでは、直接に山崎衆である事を示す記述は何もない。また、それを証明する他の資料も管見には入らなかったが、なお松田忠五郎を山崎衆と推測するのは、忠五郎がほかならぬ「松田」であり、「円齋」と号したからである。われわれは、山崎の大鼓打七太夫が「松田」姓であり、後に「安齋」と号したことを知っている。しかも、忠五郎は「安齋鼓ヲ、後、似セ打躰」であったというのである。「異風ナル手クダリヲス」く安齋と、「異風ニ成」った忠五郎。彼が七太夫を尊敬し、影響されたことを思わせるが、師弟ではなかった。二人は血縁関係にあったのではないか。天正・

文禄と活躍した七太夫と、慶長期から後に活躍の目立つ忠五郎とは父子だったのではなからうか。少くとも忠五郎が山崎衆の一人であった可能性はかなり大きいように思われる。

さて、以上に見た諸資料から帰納される山崎衆は次のように整理できる。

- (1)山城国大山崎離宮八幡宮に所属した神職猿楽座の末流が、玄人猿楽化して続いていたものと思われる。
- (2)諸役が一応は完備し、小一座を組織しうる程度の人材は揃っていたらしい。
- (3)四座、特に金春座と行を共にし、暮松新九郎を介して秀吉の恩顧を受け時めいたが、暮松追放と秀吉の死去によって殆ど消滅した。

〔㊦近江衆〕

近江衆と名づけたのは、甲が名に「近江」と冠している者で、次の二人の名があがっている。

近江ノ志村 備中屋七郎左衛門が弟子也、笛、物がキレズ候ト也、

近江ノ馬淵 志村ニ笛ヲ習タルト也、ヨクモナシ、近江ノ侍也、

「近江」とは冠していないが、馬淵弟子の下川七左衛門もあげておくことにする。

下川七左衛門 後丹齋ト云、馬淵ナドニ習タルト云、シカトシタル師匠ナシ、藤八ナド同時也、ヒヤウシヨクナシ、安中笛ノカ、リヲ似テ吹ク也。七十余ニテ果ル、京ニ住ス、今ノ藤田清兵衛ハ丹齋ニ習也、

志村・馬淵の二人が「近江」の地名を冠しているのので、山崎衆に準じて近江衆としたが、師弟関係の笛方三人のみであり、彼等の経歴や活動の跡を示す資料も僅少で、左の諸資料のみである。

〔12〕天正十五年十月十五日

……今夜ハ禁中ニモ院ニモ御日待也。……於上臈ノ御局、院御成。乱舞在之。……堂上衆一芸ス、烏丸大鼓、日野小鼓也。中御門・

某、太鼓也。北面衆・其外、何共大小鼓、太鼓ヲ打返也。笛ハ四村ト云者也。新藏人、官務子猩(ウツ)、飛鳥井唐橋楊貴妃、飛鳥井天鼓ヲスル也。〔時慶卿記〕

堂上衆にまじって笛を吹いた四村は、恐らく近江の志村であろう。とすれば甲のシムラの活動に関する唯一の資料である。

〔13〕下川丹齋履歴(イ)

馬淵美作守頼元者信長公之御時代ニ江州日野之谷ニ住ス、所領拾万石也、美作守儀者天下ニ名得給シ横笛之名人檜垣本彦兵衛尉栄次ハ横笛を御習有リ、美作守甥下川七左衛門尉重次ハ笛御相伝有ル、下川七左衛門儀者美作守甥ニ候得者、外江茂不相勤由緒候ニ付、毎年藤堂和泉殿ハ下川七左衛門尉(米)元木三百石宛相送り給ル、常ニ京都住居仕罷有候処、後水尾院様御宇ニ禁中ニ御能有之候砌、七左衛門儀笛感応ニ仕候由を被為聞召御所望之由申来ル、奉畏御能相勤申候、筋目茂正敷者故為褒美、慶長拾七年午三月五日ニ藤原重次丹波守与受領被下置候、年寄候ニ付法躰仕、丹齋ト改名仕候、京新町弁才天町ニ居宅を相求メ候ニ付、寛永拾七年辰十月廿三日ニ諸役御免隙之御札を被下置候者也

寛永拾七年辰十二月吉日

下川丹波守入道丹齋

右は藤田六郎兵衛家蔵の「古文書写し」の一部である。馬淵と下川丹齋の関係および丹齋の生涯の大よそをたどることができる。藤田家には「覚」と題する文書もあり、馬淵の所有石高等の数が少しく異なるので次に掲げよう。

〔14〕下川丹齋履歴(ロ)

覚

馬淵美作守頼元者信長公之時代近江国住、日野谷所領七万石、下川丹波守重次者美作守頼元甥、前名者七左衛門、法名丹齋、美作守ヨリ笛之伝授、後水尾院様御宇御時、禁中之被為召出被仰付候、後台徳院様御代江戸ニ御召被成御前ニ而笛度々被為仰付候、役者ニ而無之、藤堂和泉守殿ヨリ浪人分合刀元米貳百石被下候、台徳院様御代御能組笛七左衛門ト御座候が丹齋事ニ御座候、(下略)

13・14によれば、馬淵は近江日野谷に所領拾万石(又は七万石)を有した侍であつたらしいから、相当の有力者に違いな

いが、『信長公記』等にも名前は全く見えない。素人猿楽としては大身すぎ、誇張が入っているであろう。

下川七左衛門は師の馬淵の甥で、元来の役者ではないが、笛の名手として藤堂和泉守高虎の扶持を得ている（石高は13・14で異なるが）のは、当時の素人役者の一典型といえよう。

〔15〕慶長七年三月二十七日

……笛七左衛門尉来（『三藐院記』）

下川が近衛信尹邸を訪問した記事。近衛と近づきがあったことが分る。

〔16〕慶長九年三月二十七・八日

女院御所での観世大夫演能である（観世宗家^{天正以後}御能組）。この能の番組は大日本史料（第十二編之二十一）に藤印紹介されているので省略に従うが、念のため、初日の翁と脇能とを記しておく。

翁	観世大夫	三番三 日吉与次郎	小 宮増弥次郎
		千歳 日吉	小 新九郎
		面箱 日吉	小 中林 甚六

観世	江嶋	福王	勝次郎	三四郎
		日吉	新九郎	七左衛門
			下川	

当時の女院は新上東門院（勸修寺晴子）であるが、広橋大納言・勸修寺中納言両伝奏の申沙汰により、観世大夫の出演となくなった。慶長年間に禁中御所の能は記録にとどめられただけでも二十回を超えるが、そのうち四座大夫の誰かが関与したものは少なく、16のほかに確認できるのは、慶長七年五月二・四日の仙洞御所（金春大夫。家康仰付）、十一年八月七・八日の女院御所（観世・金春両大夫。家康振舞）などで五指にも満たない。禁中御所と猿楽との関係を見るうえで重要な事実といえよう。それはさておいて、16の観世大夫の能に下川七左衛門が参加し、初日に四番、後日に三番を勤めたのである（両日で計二十三番あった）。

近江衆関係の資料は片寄った右のようなくつかにとどまり、特徴らしい特徴を見ることはできないが、それでも甲によって、近江に住んだ備中屋七郎左衛門から志村——馬淵——下川と続く笛吹きの系譜をたどることができる。志村・馬淵の具体的な活躍のあとが殆ど知れないにもかかわらず、近江の笛方を甲が採録したのは、下川丹齋の情報によるものはなかるうか。その下川に関して、13・14が藤堂和泉守高虎扶持のことをいい、慶長十七年に受領したことを伝えている点は、素人役者として重要である。なお、備中屋七郎左衛門子の一噌（中村又三郎）やその甥孫中村噌菴なども、芸系上は近江衆と同系統ということになる。

近江衆が伝統ある近江猿楽の系譜に連なるものである可能性は殆ど考えられず、関係を示唆する資料も管見に入らなかった。なお後考を期したい。

〔ハ〕越前衆

この項は近江衆以上に資料がなく、甲を一步も出ない。能勢朝次氏『能楽源流考』でも、越前猿楽には殆ど言及しておられない。もちろん、著名な『朝倉敏景十七箇条』（一四七〇年代）によって、朝倉氏の現地猿楽保護政策があったことが知られ、当地の猿楽が保護されねばならぬ程に猿楽流入があったことを知ることができる。また、逆に越前から上京した猿楽が御所で興行した例もある（『看聞御記』永享七年二月）など、芸人の往来が盛んだったことを思わせる資料もありながら、実態を容易につかむことはできない。

越前の猿楽者として甲があげるのは二人である。その一人は越前ノ俵屋（橋屋）で、名前は書いてない。

越前ノ俵屋タラシヤ 橋屋 似我与左衛門ニセンボウノ太コナドモ習ヨシ、越前ニ住ス、役ニ立ヌ打手也、

似我の弟子で懺法まで習った由であるから、かなり長期にわたる在京が想像され、「越前ニ住ス」というのも、かつて住んだことがあるという程度の意かも知れぬ。京での生活は商業でも営み、屋号を俵屋（又は橋屋）と称したものであろう。

甲が採ったのは、京に出て似我から懺法を習った、という一事に尽きるものと思われる。

もう一人が笛の成田吹助である。甲の要点は、(一)千野与一左衛門の弟子で、(二)京都で新三郎(矢野道九)と新五郎(中村噲菴父)に鷺の笛を教えた。(三)越前住の頃、「獅子ノ云合セ」で神子大夫と口論し、殺害して遁走し加賀に住んだ、というものである。(三)は乱世らしい逸話である。

成田の稽古を受けた二人のうち、新三郎(矢野道九)は豊臣秀吉の毛利邸お成りの後日能に出演している笛吹矢野である。また、『梅津政景日記』寛永七年九月二十日に、

一、笛ふき宗庵所へ御小袖弐つ被下候、御使駒木根五郎右衛門。同新五郎所へも御小袖^マ仁つ被下候。

とある宗庵と新五郎は、成田弟子新五郎の子(噲菴)と孫であろう。成田の事績は甲以外には知れないが(俵屋も同じ)、その芸系は後代に引きつがれたようである。

〔三)その他〕

ここでは、牛尾彦六左衛門(玄笛)が出雲衆であることを指摘するにとどめる。牛尾が出雲の牛尾荘にちなむ姓であることは、甲に「牛尾ハ出雲ノ在名也」と書かれていることから推測されていたが、天正四年(一五七六)正月二十八日の誠仁親王(陽光太上天皇)御所での能に出演した「笛ウ、シ、ホ」(玄笛であろう)に「出雲衆」と注記されている(『言経卿記』)ことから確定して良いだろう。出雲国は毛利の勢力範囲であったから、毛利家臣宍戸善兵衛が牛尾の教えを受ける(後述)のも自然なことといえよう。

なお、牛尾姓の笛吹きには、玄笛のほか、藤八(豊前、玄笛養子。甲)・惣右衛門(慶長二年虎屋弥兵衛宛「全笛集」相伝)・彦七(天正十三年十月二十日、三好中納言秀次卿邸饗応能。「能楽画報」二巻二号所載能組)・彦之進入道(同前)などがおり、いずれも玄笛の流れをくむ者と思われ、出雲衆と考えて良からう。

〈武家所属グループ〉

慶長・元和前後の有力な諸大名、殊に外様大名たちは、家康や秀忠の能好きに対応するため、あるいは幕府の猜疑を和らげるための方便として、猿楽を重視し、能役者を重用するようになった。伊達・藤堂・島津をはじめとする諸雄藩にその例を見ることが出来る。各藩の役者の確保は、四座の役者を採用するわけにもゆかず、すでに一応の水準に達した素人役者を召抱えたり、扶持するかたちで取り込むか、家臣に命じて技術を習得させるか、いずれかの方法がとられたようである。以下、具体的な例によって見ることにする。

〔①元来武士だった者〕

元来は武士として大名に属しながら、命ぜられて能芸の技術を習得した、と確認できる者は、実は、それほど多くはない。甲の中でも、確実にそうだと判断できる者は二・三人にすぎない。やや幅広く見ても二ないし三名を追加できるにすぎない。一方、甲に登載されない者にも、著名な何人かを見ることはできるが、そう多くはない。

〔宍戸善兵衛〕 まず、上級武士であった宍戸善兵衛から見ることにする。例によって甲(宍戸を宍戸と誤まっている)の本文を引用する。

宍戸善兵衛 玄笛ニ習ト云。笛ノサタハナシ。上手ト相手ニモナラズ、西国ニ居ル。宍戸伯耆ト云者アリ。此善兵衛事か。又、善兵衛親ノ事歟。

右の文中の「西国ニ居ル」とあるのは、前掲の由来の記述(76頁)からみて、西国の雄毛利をさし、善兵衛が毛利の家臣であったことを示すが、事実、萩藩関係の文書中には善兵衛の閲歴を示す資料があつて、大概を知ることができる。

宍戸善兵衛は、萩藩の『閔閔録』巻21の「宍戸四郎五郎」の項に記載される(山口県文書館『萩藩閔閔録』巻一。五六七頁以下)が、それによると、善兵衛は国司土佐守元信の二男(生年不明)、幼名は亀丸、弥十郎とも称した。永禄三年(一五六〇)、毛

利隆元（元就の長子）の命によって宍戸弥五郎元重の家を継いだ。宍戸家は毛利家御一門の宍戸安芸守隆家の流れといわれ、一門・永代家老に次ぐ寄組の家である。同五年十二月、隆元より「元」字を許され、元服した。実名を元行（後元富）という。ついで元龜三年（一五七二）十二月には輝元から「善兵衛尉」に任ぜられ、以後は善兵衛を称するようになった。甲は「宍戸伯耆ト云者アリ。此善兵衛事か。又、善兵衛親ノ事歟」と判断しかねているが、「此善兵衛」と「伯耆」とは同一人物である。慶長九年十月には「宍戸伯耆守元富」と自署し（肥後中村家文書）、『閩閩録』の宍戸家代々を記すうちにも「宍戸伯耆守元行後元富」とあって確認できるが、受領した年時は不明である。主として長門・周防両国内に知行地を領し、元行・元富のほか玄劉とも称した（山口県由良家文書）が、隠退後の呼称であろう。毛利家内での地位は具体的には把握できないが、関ヶ原の役を西軍の主将として戦った毛利輝元の、役の前後に善兵衛宛に発したあわただし内容を持つ書状によれば、国元を預かるかなりの高位にあったらしいことを推測できる。

能芸に関しては、『閩閩録』では全くふれていないが、甲のほかに知られる二・三の史料によれば次の如くである。若年の頃から千野（与一左衛門）流の笛を牛尾玄笛に学んだ善兵衛は天正三年（一五七五）に大事の相伝を受けた（山口県由良家文書）。以後、毛利家臣として政事向きの仕事に関与しながら、笛にも力を入れて多くの弟子を育成したものと思われるが、慶長九年（一六〇四）十月には中村勝三郎に（中村家文書）、同十八年三月には森田正兵衛に、おかれて元和八年（一六二二）には村尾（由良）長左衛門に（ともに由良家文書）、それぞれ牛尾直伝の大事を相伝した。右のうち、森田・村尾は共に笛の家として宍戸から得た技術を後代に引き継ぐことになる。森田は今の笛森田流の祖である。中村は金春大夫安照の弟子で、宍戸から笛の秘事を許された同じ年に安照から秘曲関寺の相伝も受けている（中村家文書）。

宍戸善兵衛が能に出演した記録は一つも残されていない。例の天正十八年の秀吉の毛利邸お成りの能にも出ていない。牛尾玄笛の相伝を得てから十五年を経ており、年令的にも不足のない頃であるにもかかわらずである。但し、甲が「西国

ニ居ル」というのが、上京しなかったことを意味するわけではない。現に、文禄三年（一五九四）四月二日には、大坂表ではあるが、小早川隆景・林肥前守・もく庵・神谷宗湛の四人が参集する茶会を主催している（『完湛日記』）。毛利家内のごく限られた内々の興行にしか参加しなかったことが、「上手トモ相手ニナラズ」と書かれる主たる原因だったのかも知れぬ。牛尾の秘事を森田や中村らに相伝した宍戸の出演記録が全く残されていないことは彼が実技をしなかったことを示すもので、宍戸の役割が書物の書写相伝を通じて芸を伝えること、すなわち彼が「芸事預り」的存在だったとも想像されるが、なお後考を要しよう。

〔由良〕 宍戸善兵衛の弟子で「毛利長門守殿（輝元）ノ者」である由来（由良）も、元からの武士であったかも知れない。当時の由良姓の笛吹きとしては、秀吉の聚楽毛利輝元亭お成り後日能（天正十八年九月十九日）に出演し、虎屋立巴の実盛と弥石の弓八幡の笛を勤めた由来平左衛門（続群書類従所収『天正十八年毛利亭御成記』。なお毛利家文書所収の同日の能組には「由良」とのみある）と、慶長十八年（一六一三）三月八日付の森田正兵衛起請文の奥に、宍戸玄劉と並んで宛名に書かれている由良瀬兵衛（由良家文書）とがいる。由良平左衛門と由良瀬兵衛は別人であろうが、平左衛門も出演した興行が毛利家主催であるだけに、毛利家中の役者と思われ、あるいは両者が父子かも知れない。甲の由来は、宍戸伯耆守（善兵衛）との師弟関係からいつても、由良瀬兵衛に相違あるまい。瀬兵衛は元和八年（一六二二）三月に宍戸善兵衛から牛尾玄笛の伝書一切を引き継いだ人物で、萩に在住し、後に村尾と改姓した（同前）。元和七年五月十四日から四日間、江戸での観世大夫勧進能に参加し、計十番を勤めた「由良」（観世宗家『天正以後御能組』）も彼であろう。四座大夫と共演した貴重な例である。なお、村尾家は元禄年中に再び由良姓にもどり、幕末まで毛利家中にあって家芸の笛を伝え、子孫は今日に至っている。

また、「初ハシメハ毛利殿ニ奉公シ、後、黒田筋前殿長政ニイ」という岩崎平右衛門（大鼓打。甲）も、本来は武士であったかも知れないが、彼については消息をつかみ得なかった。

〔白極善兵衛〕 伊達政宗のもとにあった白極善兵衛も能の家の人ではない。甲には、

白極善兵衛 初ハ奥山左近ニ習、後ハ五郎二郎ナドニ習、ヒヤウシガタ大カタ成生付也。初ニハ植田又四郎ナド、押合ウツ、サレドモ次第ノニナラズ、異風成鼓也。今ノ善兵衛ガ親也。

とあるのみであるが、彼の事績については『宮城県史14、文学芸能編』に詳しく、同書の説を要約すれば次の如くである。白極善兵衛は善太郎長次の子、天正十三年（一五八五）生。父は茶道をもって伊達政宗に近仕し、善兵衛も慶長五年十六歳の時から政宗近習役として仕え、切米四十兩、十人扶持を得た。命ぜられて大鼓の稽古をし、初め奥山将監、のち幸五郎二郎に学ぶ。常に政宗の側近にあり、成人して禄二百石を得、大坂冬の陣には従者十人を率いて参戦した。徳川三代の饗応能をはじめ、政宗主催の大能の殆どに出演。没年不明。

大坂冬の陣に従者十人を率いて参戦したという説は、おそらくは由緒書の類によるものであろうが、善兵衛が能芸のみで仕えたのではなく、大鼓打以前に侍であったことをはっきりと示している。甲の末尾補記からも、白極の家が代々善兵衛を称して芸の家として存在したことが知られるが、それは伊達家の能役者としてであった。但し、初代の白極善兵衛の活動範囲は伊達家中のみではなかった。例えば慶長十年九月、女院御所での下間少進の能に、大鼓役として「善大郎」が加わり、両日で十番を勤めている（『留帳』）。この善太郎は、翌年八月に大御所（家康）振舞の女院御所能にも参加し（般若窟文庫『能組』その他）、十二年正月には江戸城移徙の能にも出演し、將軍秀忠から金巻杖を頂戴した「大つゝみはくごく善太郎」（『当代記』）と思われ、それが善兵衛の前名であつたらしい。二十歳をこえたばかりの若い白極の活動範囲の広さは、彼の技倆の確かさを物語っているよう。同十八年、少進の江戸から高崎・越後・加賀を経て京へ向う前後三ヶ月にわたる演能指導旅行に随行し、高崎と越後とで大鼓を打った「白極」（『留帳』）は善太郎（すなわち善兵衛）であろう。この前後数年、白極は少進と共演することが多かったようである。

元和五年（一六一九）四月、白極は伯耆大掾に任ぜられた。『柳原家記録』（大日本史料所引）に、

上
（卿広橋大納言）

元
（和五年四月）
二日

藤原言次
任伯耆大掾

大鼓打
白極也

とあって、型通り藤原姓を称して受領していることが分るが、素人役者受領の資料として貴重といえよう。伊達政宗の奏請によって実現したものであろうか。

なお、大鼓打白極の名を善兵衛とするのは甲のみで、他の史料はすべて（後世の編纂物は別である）「善太郎」とするか姓のみを記しているようである。或は、老境にいたって改名したものででもあろうか。

〔桜井八右衛門〕 伊達家の能役者では、桜井八右衛門安澄（小二郎）も著名である。白極と同じく『宮城県史14』に詳しいので、それによって要約紹介する。甲には登載されていない。

小二郎は慶長二年（一五九七）生、十三歳で政宗の奥小姓、翌年十四歳の時、政宗の命により金春安照（大太夫）の弟子となり能の稽古を始めた。豊かな才能の持ち主だったらしく、数年後には政宗自慢の役者となっていた（慶長十八年、今井宗薫宛伊達政宗書状。大日本史料所引）ようである。大坂冬の陣には「奈良から駆着けて伊達勢に加わり、馬上に槍をとって戦」い、政宗から賞されて指小旗と幕を賜ったという。元和初年頃に八右衛門と改め、活躍はいよいよ目立つ。伊達家関係の催しのシテは殆ど桜井の独占に近い。政宗の後を継いだ忠宗から、藩の乱舞頭を命ぜられ、三百六十石取りとなり、寛文五年（一六六五）には江戸定詰を命ぜられ、同七年九月致仕、二年後の九年十月没。七十三歳。舞台生活五十九年の長きにわたったという。

慶長十八年六月二日、藤堂和泉邸へ將軍お成りの能（『留帳』その他）に、観世大夫・今春大夫・下間少進、その他花崎左京・浅井喜之介らのそうそうたる役者と共演しているが、下間少進は小二郎に「政宗大夫也」と注しており、桜井がまだ

知名度の低い存在だったことを示している。以後の活躍ぶりは各種能組集に見えるが省略する。

〔花崎左京・浅井喜之介〕 藤堂高虎の家臣花崎左京と浅井喜之介の履歴の詳細は知れないが、共に高虎の小姓を勤め、金春大夫、下間少進について能を稽古し、慶長十五年以降に活躍するようになる。兩人のうち、花崎の方がやや先輩らしく、ほぼ一年早く記録に登場してくる〔留帳〕など。

慶長十六年六月三日、花崎左京は下間少進宛起請文を提出し、『童舞抄』などの相伝を受けた（鴻山文庫『起請文帖』。素人で少進に起請文を入れ、伝書・秘事の相伝を受けた者は二十名を超えるが、素人能役者ともいいうる者は極めて少く、小幡弥兵衛（虎屋長門）を別とすれば、左京が最も活躍した人物といえる。少進から藤堂高虎に宛てた年時不明の書状に「左京殿稽古之儀、無_二油断_一御座候。於_二其地_一切々稽古被_二仰付_一故、別而見事_二成_一申候」とあって、外交辞令とはいえず、少進が左京の芸を評価していたことをうかがわせる。左京が活躍しはじめるのはこの起請文提出以後で、慶長十六年六月十四日、下間少進法印舞台で主君藤堂和泉・高橋右近・直江安房等を客に迎えての能〔留帳〕が花崎左京が大夫を勤める最初の記録である。全八番のうち相生・清経など五番を演じ、他は少進および少進子源五が勤めた。同年九月二十七・八日駿府藤堂和泉邸大御所お成り能〔留帳〕にも出演し金春大夫、少進と共に勤めた。後朝は「駿府_二有合大名小名見物_一」という盛況であった。『駿府記』には左京に注して「和泉小姓」とする。以後十二月二十五日（法印舞台開きの能）や十七年三月二十九日（將軍お成。江戸藤堂邸。共に〔留帳〕にも出演。藤堂家中能大夫としての地位を築いているようだ。慶長十七年十一月六日、伊賀国での藤堂和泉守の催しでは、左京よりほぼ一年遅れて浅井喜之介が初出演する〔留帳〕。喜之介が二番、左京が三番を勤め、同十六日も兩人共に出演している。十八年六月二・三日、江戸藤堂邸へ將軍御成りの能〔留帳〕（その他）は観世・金春両大夫・少進に左京・喜之介が参加し、桜井小二郎も一番勤めた。藤堂家の左京・喜之介と伊達家大夫の桜井とが共演し、交流のあったことを示しているのは興味深いことである。共に金春大夫の指導を受けた兄弟弟子。

同月十三日の江戸政宗邸の興行には小二郎はもちろんだが、浅井が参加している。

ところで、花崎・浅井の兩人が、能芸のみで仕えたのではなく、本来の武士としての面目を見せているのは、前に見た白極同様である。『高山公実録』（大日本史料所引）に、元和元年八月二十三日

一、御加増五百石 本知千石 後又御加増五百石 メ貳千石 花崎左京

一、御加増三百石 本知五百石 後又御加増七百石 メ千五百石 浅井喜之助

とあるのは、大坂夏の陣の功による加増だが、両者に加増石高の差があるのは、左京が甲付き首級一つをあげたのに対し、浅井が討ったのはただの首級であったためである。他の武士たちに比して、二人のメ高が高いのは、能役者としての功績も加味されているのであろう。武士能役者の具体的な活躍ぶりが知られて興味深い。

やや時代は下るが、元和七年九月十二日の江戸城での能に出演し、北七太夫と同じ舞台を踏んだ例を挙げておく。

一、御城ニ而、観世大夫・七太夫・藤堂和泉殿下左京能有：御能九番有之由（『梅津政景日記』）

伊達文庫『古之御能組』では花崎左京を「北左京」と誤まっている。左京の活躍は元和・寛永とさらに続くものの、喜之介は殆ど目立たなくなる（以下演能記録等は省略する）。なお、二人は後年に至って、共に「藤堂」姓を許されたい（『金春十七部集』所収「百ヶ條」奥書、藤堂紀伊之介の例参照）。

最後に一・二を付け加えておくことにする。

甲に、石田や下村宗和と並んで書かれている甲田（観世小次郎元頼に習い、謡・脇をする）は、7でワキ・ワキツレを勤めている甲田帯刀に相違ないが、文禄三年四月八日、秀吉の前田邸お成り当日、大野弥一郎と並んで御相伴衆会津少将殿接待役についている。この役は安威摂津守・本田若狭守・古田織部らと同格とはいえないまでも、一応武将の端につらなる程

度の者ではある。本項に入れておいて良いかと思う。

もう一人、ワクノ新介（大鼓打。高安弟子）は永禄十年（一五六七）三月十二日の正親町邸囃音曲会に参集した役者の一人「和久新介大つみ」（『言繼卿記』）のことであろうが、記者の言繼は和久に「三好内」との注を附しているから、恐らく彼は三好義継に所属した者であろう。詳細は知れないが、この項に入れて良い役者であろう。

〔(四)素人役者が召抱えられた者〕

有力諸大名、殊に外様大名に召抱えられたり、合力を与えられたりする役者は、山崎衆樋口久左衛門が「秀吉太閤様ニ出頭シテ、知行七百石」を得た(甲)例に見られるごとく、素人猿楽としてすでに一家をなした者が多いことはいうまでもない。以下に言及する役者たちもまた例外ではない。まず町衆グループですでにふれた虎屋から見てゆくことにする。

〔虎屋長門〕 虎屋が京の呉服商で、商家としても成功者であることは見て来たが、虎屋長門（弥兵衛）は薩摩島津家の家臣でもあった。先にもみた薩摩藩の『本藩人物誌』には次のような記事がある。

慶長七年比初テ御上洛ノ砌 家久公弥兵衛事能太夫ニテ世間広ク為存者ユヘ御用ニ可相立ト被思召候テ被召拘ナリ

虎屋弥兵衛が島津家久の家臣として召抱えられたのは、慶長七年だったという。当時の弥兵衛は立巴のあとを引き継ぎ、虎屋一党の棟梁として統率し、渋谷大夫（紀伊守）と共に禁中能大夫としての地位を確立しようとしていた。島津と虎屋との交渉は虎屋が近衛家に奉仕していたから、島津↓近衛↓虎屋という縁故で生じたものと考えられよう。虎屋召抱えにあたって、「世間広ク為存者ユヘ御用ニ可相立」としているのは微妙である。単に能を演じさせ楽しむ、というだけではなく、政治的背景をも思わせる。

召抱えられてから十一年を経た、慶長十八年『古高帳写』（薩藩旧記、後篇69）には、

高百石 正阿弥 / 高五百二石三斗四升 田辺屋道与 / 高六十石 蒔絵屋彦七 / 高三百石 虎屋

とあって、三百石取りで決して悪い待遇ではないが、並置された正阿弥・道与・彦七の三人と併せてみると、虎屋はまだ武士として遇されてはおらず、芸能・工芸などの特技をもって仕える者の一群に置かれていることが分り、武家の能役者の地位をうかがうことができる。

元和六年の「薩隅日三州一所衆並鹿兒府衆中高極之帳」(同前、増補6)には次のごとくあって、

高千石 無上地、七百石ハ加増 小幡長門守殿

高百五十石無上地、五十石ハ加増 奥山左近将監殿

理由は不詳ながら、虎屋長門が七百石の加増を受け、一躍千石取りとなったことが知られる。並んでいる奥山左近将監(大鼓打。後述)と比べても、虎屋の優待ぶりが分るう。島津藩での千石取りは、(一)譜代の家臣の禄に比して、また(二)虎屋が「無上地」である点を考慮に入れれば、その待遇は極めて良かったといえる。同藩では、元和五年に上地令が出て、家臣の殆どはそれによって支給米の何割かを借り上げられる、という事実上の減俸をされていたのである。

なお、『本藩人物誌』中に次の如くあるので参考のために掲出しておく。

中西長門守秀長 虎屋又小幡弥兵衛 子孫 入道宗林 正六位 中西十郎左衛門 小幡弥兵衛宗以子也能ノ上手ナリ十二歳ノ時関白秀次公江奉仕其後家久公被召拘御高三百

石ヲ被下候虎屋又小幡ヲ名乗リ寛永中西ニ改ム元和六年御加増ニテ千石被下候

中西名字ニ罷成候テヨリ年頭ニハ諸地頭并御太刀進上被仰付候

前後したが、甲が虎屋長門を「薩摩殿ニイル」としたのは、島津家家臣であることを示していたことになり、正確な記述だったことが分る。

なお、奥山左近将監は、天正年中に薩摩に下り、渋谷大夫らと共に演じたこともある同名の奥山左近(『上井覚兼日記』参照)、

すなわち白極善兵衛の師匠でもあった奥山左近（甲）の子である。名を藤五郎といい、島津仕官をすすめられた老令の父に代って、しかも「鼓ノ芸有レ之候ニ付被召抱」られたものである（『本藩人物誌』）。

〔中村庄兵衛〕 甲に「加藤肥後殿ニ奉公シ、後ハ細川越中殿ニ居ル」と書かれた中村庄兵衛（靱負、政長）もまた、能役者としての力柄を買われて召抱えられたものである。「肥後中村家文書」によると、年時は不明ながら清正在世中から加藤家に仕え、寛永初年頃、加藤忠広から暇を貰い、家督も譲って致仕した。以後は、細川家との交渉を次第に深め、客分的な存在として、金春流の能の指導普及にあたらしい。（表章「肥後中村家能楽関係文書について」参照）

〔松田忠五郎〕 細川家には幽齋から三齋まで奉公したと甲のいう松田忠五郎（円齋）もいた。中村庄兵衛子正辰と殆ど同時代である。幽齋没後は三齋の側近にあって、佑筆の如き役割を果していたらしい（『本光国師日記』。例えば元和四年十二月二十八日、同七年九月十二日など）。『戴恩記』および「大日本史料」の慶長十三年三月十一日（十二篇之五）に見える平野、忠五郎は、松田が細川家に召抱えられた当時一時的に名乗ったものであるろう。細川家では戦功等のあった者に「平野」姓を与えることがあったようである（『細川家記』大日本史料十二之二十二参照）。

〔ふかみ〕 島津・細川だけではなく、秋田藩佐竹氏も能役者に扶持を与えていた。佐竹家中の京都居住衆に対する合力扶持方について、米払衆に達した中に、

深見道化ニ敦賀ニ而米五拾石（元和四年七月二十三日）（『梅津政景日記』）

とあり、また元和八年六月十五日の条には（同前）、

深見道叱ニ秋田ニて毎年十人ふち被下候由、……屋形様御覚ニハ、道叱秋田へ罷下逗留之間八十人扶持可被下由被仰付候と御覚被成候、京都ニ罷有候間之御扶持ハ靄賀ニて五十石米被下候間、十人ふち秋田ニて被下儀ニ無之候……

とあって、深見が扶持を得ていたことが分る。八年の記事中に見える屋形様すなわち佐竹義宣も、記事の筆者梅津政景

(佐竹家家老)も共に能好きで、自ら舞台に立つこともあった(『梅津政景日記』)。

自らの家臣に能の稽古をさせた伊達政宗も、既成の素人役者を扶持していたようだ。大夫役者には桜井という名手が膝下にいたこともあってか、「京中ニ無隠打手ニ御座候」と自らほめる大鼓打三栖谷又作(出羽)を「此廿日計已前、吾等扶持人ニ罷成」したと今井宗薫に報じている(慶長十八年三月二十八日付書状。大日本史料所引)。

右に記した以外にも、伊藤安中・岩崎平右衛門・浅野彦五郎が筑前黒田氏に、森田長蔵・葛野庄九郎が紀伊徳川氏にそれぞれ召抱えられたり、扶持されたことを甲が記している。渋谷大夫も後には紀伊徳川家のお抱え役者になったことは著名である。(武家所属の素人役者の立場・意義・役割については稿を改めて述べることにしたい。)

〈本願寺衆〉

本願寺では布教の手段に猿楽を利用するなど早くから関心を寄せていたこともあって、大和猿楽四座をはじめとする諸猿楽に対する保護者として重要な役割を果し、なかでも金春座系春日大夫座を本願寺専属猿楽化するほどに密接な関係を保ってきたのである。同時に、寺内でも坊主衆をはじめとする寺務担当者たちによる猿楽が盛んに行なわれ、名手といわれる人も出現するようになった。金剛大夫と親交があり、かつ下間諸家の間で最も早く自家用能舞台を設備した頼慶、その子で観世大夫道見の指導を受けた光頼(丹後)(甲)など、いずれも並々ならぬ技術を認められた者であるが、最も著名な人物は甲がシラウト芸者の最初に位置させた下間少進仲孝である。

少進の能界での業績と評価に関しては先学の多くが説き、法政大学能楽研究所編『下間少進集ⅠⅡⅢ』(能楽資料集成)によって殆ど全貌を知ることができるので、ここでは言及しないが、甲の記述の要点のみを記しておくことにしたい。下間少進(本願寺坊官)は、①金春岌蓮(喜勝)の弟子で大方の能を相伝され、後には金春安照と行を共にすることが多かった。

②岳父下間丹後から観世系の指導を受け、観・春両流の道成寺に通じた。③みなり身形美しく、よく工夫して素人好きのする芸風で名を得て、安照と同等のごとくに評価された。④関白秀次の師となり、所望により関寺小町を復曲した。⑤童舞抄等の能楽伝書の著述がある。以上のうち、少進が観・春両流に通じたことや素人好きのする芸風だった、という指摘は当代の素人役者の芸風や芸系を考えるうえで重要である。

大蔵道知弟子で「サタモナキ者也」といわれた大鼓打(甲)西川十兵衛は少進よりやや先輩で、永禄十年(一五六七)三月の正親町殿の音曲囃子会への参加(『言継卿記』十二日。「大坂衆」との注記がある)を皮切りに文禄初年にかけて(『留帳』元年正月二十五日の大鼓西川)活躍したものと思われ、その子十右衛門(大鼓打)も慶長十年代以後の活動が目立ち、本願寺のとういん(東因・等因)として世人に知られた役者であった(『留帳』『隣忠見聞集』・甲ほか)。父子共に少進と共演したことがある。

前述のように、本願寺では寺内猿楽が盛んで、いわば専属の素人猿楽も多かった。事実、『能之留帳』によれば、西川伊与・八木隼人・宗頓・福井伝三郎・九兵衛その他、派手ではないが活躍する役者があって、本願寺の猿楽衆と推測されるが、甲に掲出されないのは、寺内猿楽出演が多く、外部に知られなかったことによるものである。本願寺老職として外交を担当し、能芸を社交上の具に供さねばならなかった少進とは大きな相違があったといえよう。なお、東本願寺系の役者と思われる「善介」なる人物が存在(慶長十一年七月十一日、同十三年正月十一・二日。『古之御能組』)することをつけ加えておく。(本願寺の猿楽については、籠谷真知子氏「天文の手猿楽―本願寺の場合―」芸能史研究26が詳しい。)

〈その他〉

甲にあげられた素人役者のうち、これまでには言及しなかった者の何人かに略注を付しておくことにする。

〔大戸シユサン〕『言継卿記』天正四年(一五七六)七月十二日所見の「大鼓打上手大戸七郎左衛門(正親)」(言経は同年

正月に七郎五郎と書いている)のことであろう。般若窟文庫蔵の鼓伝書(宮増弥左衛門作の伝書という。宛名・書写年不明、五月吉日付)に次の如くある。

此一巻宮増弥左衛門ノ作也雖為秘書ノ致書寫進上仕者也ノ不可被成御他見候也

五月吉日

大戸七郎左衛門正親(花押)

寿山子の大戸七郎五郎(松千世。天正四年に十歳)も『言継卿記』『言経卿記』に散見する。

〔桑垣蓮二〕『耳底記』の慶長五年十一月二十九日の記事に「くはがきげんに……よく打てありしなり」とある。甲異本にも、桑垣の名を「元二」とするものがある。天正十三年(一五八五)十月二十日、三好中納言秀次邸の金剛又兵衛興行に小鼓を打つ桑垣玄蕃とは縁者であろうか。

〔貞光竹友〕天正末年から慶長十年代までの諸番組で活躍ぶりを知ることができる。『兼見卿記』元龜三年(一五七二)十一月十六日に見える「定光笛」は同人であろう。

〔進藤久右衛門・権右衛門〕甲は「山科ノ者」といい、『徳川実紀』は「山科の農民」(慶長八年四月七日)、『当代記』は「京町人」(同十二年正月七日)という。いずれにしても京・山科近辺の者である。早くから観世座のワキを勤め、座内に確固たる地位を占めるようになる。

〔東寺ノ小四郎〕天正期後半から慶長年間なかばまで活躍した太鼓打。文祿期までは小四郎として知られていた(『留帳草稿本』など)が、慶長初年頃からは中村小左衛門と称するようになった(慶長四年初出。観世宗家蔵『天正以後御能組』など)ようだ。天正十一年三月に堀池宗叱と同心して薩摩鹿兒島へ下っている(『上井覚兼日記』)ことや、名前に東寺と冠して通称としていることからみて、進藤兄弟と共に、広い意味の(a)グループに所属させて良いかも知れない。なお、甲に小四郎弟子として名前の見える川崎宇右衛門は、近衛信尋の寛永二十年正月の有馬湯治の際に宿所を提供した有馬の川崎宇右衛門

と同人でもあろうか。

〔橋本与三(与三左衛門)〕 観世新九郎家文庫宮増親賢(年不明)正月三日付書状宛名には「橋本与三右衛門殿」とある。甲の与三左衛門と同一人物を指すと思われるが、親賢書状の称(与三右衛門)をとるべきであろう。天正末年まで活躍した人物。

〔平野ノ弥蔵〕 『耳底記』 慶長五年五月四日の記事中に、同年四月二十二・三両日の禁中能で熊野を演じた下間少進の衣裳が似合わなかったことに関して、「小進衣裳に手のなきは一つも御座なきなり。たくまるゝほどなり」と評した「大坂の大つづみ打弥三」の発言を記している。この人のことと思われる。

〔森田長蔵〕 慶長二年(一五九七)生(『宣下能御能組』)。『徳川実紀』が慶長八年に十六歳とするのは誤りである。父の森田道味が最初に小笛といわれた笛吹きで、下京衆(『言経卿記』天正四年正月二十八日)。道味は神谷宗湛らと茶会の席で同席したこともある(『宗湛日記』)。道味・長蔵以後代々小笛を通称としたらしい。

〔山本雅楽〕 天正十年九月十一日の金春大夫・春日大夫等による紀州本願寺能に、太鼓打京衆、杉浦と共に出演している(『大日本史料所引』天正日記)が、甲は「大坂ニ住ス」という。『醒睡抄』巻七に「和泉の堺に山元雅楽とて小鼓の上手あり、幽閑法印政所なりし時能あり……」とある。「幽閑」は堺政所を勤めた(天正十四年解任)松井友閑(宮内卿法印)。山本は堺衆の一人であらうか。

(本稿は、かつて雑誌「宝生」に「四座役者目録」注と副題して掲載した「手猿楽『虎屋』考」(一〇九。昭和46年2・4・6)9・47年4・5月)、「手猿楽『ふかみ』について」(昭和46年11月)、「手猿楽『小島』考」(一一二。昭和47年9・11月)、「手猿

楽『渋谷』考」(一・二。昭和48年2・3月。未完) および「かん松大夫」(昭和44年10月)などと目的を同じくするもので、既発表分から流用した部分もあることをおことわりしておく。本稿で使用した他家所蔵の未刊資料の大部分は法政大学能楽研究所撮影の写真版によったものである。資料調査その他全般にわたって表章先生のご教示を受けた。厚く御礼申し上げる。なお、文部省科学研究費(昭和47～49年度)の恩恵も受けたことを附記しておく。